

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

中小企業信用保険の保証限度額引上げ

Q: 当社は同族の中小企業です。この度、信用保証協会からの保証限度が引き上げられると聞きました。概要を教えてください。

A: 長引く不況のため担保力・信用力の乏しい中小企業では資金調達が困難になってきています。

中小企業庁では、こうした中小企業への資金供給を促進するため無担保保険等の拡充を盛り込んだ中小企業信用保険法改正案を今国会に提出することになりました。

改正案の概要はつぎのとおりです。

- ① 保証人のみの無担保保険の限度額を2000万円から3500万円に引き上げる。
- ② 無担保、無保証人の特別小口保険を500万円から750万円に引き上げる。

この対象事業者となる条件を、従業員5人以下から20人以下へ緩和する。

- ③ 新事業開拓のための別枠保険を1億5千万円から2億円へ引き上げる。

この保険の仕組みは中小企業が金融機関から事業資金を借り入れる場合、その借入債務を信用保証協会が保証するもので、信用保証協会が中小企業信用保険公庫と保険契約を結び、協会が中小企業の債務を代位弁済したときに保険公庫から協会に代位弁済額の7~8割を保険金として支払われることになっています。

今回の改正案は、この保険限度額を引上げようとするものです。

改正案が通れば中小企業にとって少しは資金繰りは楽になるのでしょうか。

